

経済建設委員会会議録

令和3年6月21日（月）

（開 会） 10：00

（閉 会） 14：08

【 案 件 】

1. 議案第59号 令和3年度飯塚市水道事業会計補正予算（第1号）
2. 議案第67号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例
3. 議案第68号 市道路線の認定
4. 議案第70号 専決処分の承認（令和3年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号））

【所管事務調査】

1. ジビエを活用した事業の支援について
2. 中小企業振興円卓会議について
3. 間伐材及び市道管理における草木の処理について
4. 市営住宅建て替え時の木材使用計画について
5. 開発における調整池機能について

【 報告事項 】

1. 工事請負契約について (企業管理課)
2. 工事請負変更契約について (企業管理課)
3. 水道事業に係る災害等相互応援に関する協定締結について (上水道課)
4. オートレースの運営状況等について (公営競技事業所)
5. 第2次国際都市いづか推進計画の策定について (国際政策課)
6. 工事請負変更契約について (土木管理課)
7. 市道上における車両損傷事故について (土木管理課)
8. 工事請負変更契約について (土木建設課)
9. 都市計画の変更に関するスケジュールについて (都市計画課)
10. 財政見直しについて (財政課)
11. 飯塚市公共施設等のあり方に関する関連計画（改訂版）の策定について (財産活用課)

○委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

「議案第59号 令和3年度飯塚市水道事業会計補正予算（第1号）」及び「議案第67号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例」以上2件については、関連があるため一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第59号 令和3年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第1号）」及び「議案第67号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例」につきまして補足説明いたします。

「議案第59号」につきましては、「議案第67号」に関連する補正予算となっていることから、初めに「議案第67号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例」につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書の23ページをお願いします。水道事業の今後の安定給水の確保及び給水サービスの維持に向けた財政の健全化を図るため料金改定を行い、また、口座振替割引を導入するものです。

補足説明に際し資料を作成しておりますので、資料に基づいて説明いたします。

資料、「飯塚市の水道事業の現状と料金水準等の見直しについて」をお願いします。今回、よりわかりやすいように説明資料をQ&A形式にしております。

1 ページをお願いします。改定の概要に関すること、料金に関することに分けて整理しております。

2 ページをお願いします。前回の値上げはいつなのか、なぜこの時期に改定をするのかということについて説明いたします。

3 ページをお願いします。まず前回の値上げ時期についてですが、本市の水道料金は旧飯塚市において平成13年4月に改定を行っております。その後平成18年3月、1市4町の合併時にはサービスは高く、料金は低くという考えのもと、当時一番低かった旧飯塚市の料金に統一しておりますが、平成13年度以降、今日まで約20年間改定することなく現行料金を据え置いてまいりました。

4 ページをお願いします。続いて、改定しなければならぬ要因・背景について説明します。まず、給水人口と平均給水量の推移ですが、節水機器の普及や全市的な人口減少に伴い、給水収益の減少が見込まれます。今後40年間で飯塚市の給水人口は27%、給水量は36%減少する見込みとなっており、給水量の減少に伴い、今後、経営環境が一層厳しくなることが見込まれます。

5 ページをお願いします。飯塚市の水道施設の老朽化の状況です。平成25年度までは平均値とほぼ変わらない状況となっておりますが、平成26年度以降は多少ではありますが、飯塚市の数値のほうがよい値になっています。しかしながら、今後も老朽化は進んでいくため、施設の更新が必要であることに変わりありません。

6 ページをお願いします。飯塚市の管路の経年化率、いわゆる水道管の老朽化の状況になります。管路は平均値よりも高い数値で推移しており、飯塚市において老朽化した管路が多いことがわかります。管路についても計画的な更新が必要となっております。

7 ページをお願いします。浄水施設の耐震化の状況になります。浄水施設とは川などから水を取って飲用に適するように処理する施設のことです。大規模地震等の際にも水がつかれる状況にあるのかということに焦点を当てております。浄水場を統廃合しておりますので、施設全体の数は減少しております。浄水施設については部分的に更新工事を実施しておりますので、一部耐震化済みの浄水施設が多くなっております。しかしながら、一部のみの耐震化のため、大規模地震の際に水をつくる機能の維持が保証されているものではありません。

8 ページをお願いします。管路の耐震化の状況です。平均値と比べると同程度で推移していますが、1年間に行っている管路の更新は1%にも満たず、耐震化が進んでいません。

9 ページをお願いします。水道事業の収益の状況です。平成30年度以降赤字が続いており、耐震化・更新のための費用が捻出できず、収支の改善を図る必要があります。

10 ページをお願いします。企業債、借金の状況になります。給水収益に対する企業債残高の割合を示すものです。平均値は250から260%ですが、飯塚市では460から500%程度となっており、年々減ってはいますが、平均値と比べてまだまだ多額の借金をしている状況となっております。

11 ページをお願いします。これらのさまざまな要因・背景から、料金改定なくしては今後の事業運営が立ち行かなくなることが試算されたため、昨年10月に本市の附属機関である飯塚市上下水道事業経営審議会に水道料金水準の見直しについて諮問し、その答申を踏まえ、市民生活への影響が最も少なく安心・安全に水を届けるために、最小限度の改定として今回の改定を行う判断にいたしました。

12 ページをお願いします。なぜ今回の値上げ幅35%になったのかについて説明します。

13 ページをお願いします。料金改定の基本的な考え方は、この3つの目標設定に基づいて行っております。

14ページをお願いします。「1. 算定期間」ですが、今回の改定は令和4年度から8年度までの5年間で算定期間とし、今後は5年ごとに料金水準が適正かどうかの見直しを行います。

15ページをお願いします。「2. 投資計画」ですが、飯塚市水道事業経営戦略を踏まえ計画的に更新を行っていきます。今後10年間の投資目標は年間で施設・設備で6.2億円、管路で6.8億円の合計13億円としています。

16ページをお願いします。施設・設備や管路の更新をしないと老朽化が進行し、令和3年1月の横田地区、令和2年1月の菰田地区の漏水事故のように、断水につながる事故が多発します。

17ページをお願いします。「3. 財政目標」ですが、通常の運転資金の確保に加え、将来にわたり水道を維持するための施設更新費用及び不測の災害等へ対応するための資金を確保します。令和8年度までに内部留保資金を15.7億円、企業債残高対給水収益を300%程度まで減らすことを目標としています。

18ページをお願いします。今回の改定は、安全・安心な水を市民の皆さまに届けるために、最低限の改定率となっています。

19ページをお願いします。企業局としてこれまで行ってきた経営努力について説明します。20ページをお願いします。これまで企業局が財政基盤を強化するために取り組んできた概要になります。施設の統廃合、民間ノウハウの活用、組織のスリム化等、さまざまな取り組みを行ってまいりました。

21ページをお願いします。ここ2、3年の取り組みです。赤字決算だからと即料金改定を行うのではなく、市全体の行財政改革に加え、企業局独自の行財政改革を実施するなどの経営努力を続け、約20年間値上げをせずに運営してまいりました。

22ページをお願いします。しかし、使用水量の減少に伴う収入の減少、一方で老朽化した施設の更新や耐震化の実施による支出が増加する中、経営努力だけでは対応できないと判断いたしました。

23ページをお願いします。値上げは今回限りなのかということについて説明します。

24ページをお願いします。本市上下水道経営審議会から「今回の料金算定期間は、令和4年度から8年度までの5年間とし、以降、経済情勢等の変化に対応できるよう、5年を目途に定期的に見直しを行うことが妥当である。」という答申を受け、5年後には有収水量、料金収入、費用の状況、社会情勢や水需要の動向等を踏まえて見直しを行います。

25ページをお願いします。本市の料金と他自治体との比較について説明します。26ページをお願いします。福岡県内28市の水道料金の比較ですが、改定前は2番目に安く、改定後は6番目に安く、また、全国平均よりも安くなっています。また、合併前の市町村の水道料金と比較すると、合併前の旧穎田町や旧庄内町よりも安い料金となっております。

27ページをお願いします。一般的にどのくらい値上げになるのかについて説明します。

28ページをお願いします。実際どのくらい値上げになるのか、飯塚市のモデルケースで説明いたします。飯塚市で一番多い使用水量を例としてあげています。おおよそ3から4人の世帯、夫婦2人、子ども2人に該当します。メーター口径、メーターの管のサイズになりますが、口径13mmで1カ月20立法メートル使用した場合、現在税込で月額2266円ですが、改定後は792円増額の3058円となります。飯塚市の場合2カ月分を請求していますので、請求額でみると1584円増額の6116円となります。

29ページをお願いします。いつから値上がりするのかについて説明します。30ページをお願いします。施行日は令和4年1月1日です。本市では2カ月ごとに検針及び料金請求を行っており、奇数月に検針する地区と偶数月に検針する地区がありますが、奇数月検針地区は4月請求分、3月検針分から、偶数月検針地区は5月請求分、4月検針分から値上がりすることになります。

31ページをお願いします。割引制度がないのかということについて説明します。32ページをお願いします。今回の料金改定にあわせ、水道料金を口座振替でお支払いをされている方を対象に口座振替割引を行います。口座振替時に水道料金から110円を割り引きいたします。ただし、残高不足等で1回目で口座引き落としができなかった場合は割引適用対象外となります。この制度の導入が料金値上げに対する負担軽減と、口座振替払いの利用促進につながるものと考えております。

その他、参考資料として上下水道事業経営審議会への諮問書、審議会からの答申書、水道事業、下水道事業の経営戦略の概要版を添付しております。

続きまして、「議案第59号 令和3年度飯塚市水道事業会計補正予算（第1号）」につきまして補足説明いたします。

補正予算資料の7ページをお願いします。2つ目の黒丸、委託料でございますが、先ほど補足説明いたしました「議案第67号」の水道料金の単価改定及び口座割引の料金システム改修費用といたしまして、収益的収支、水道事業費用につきまして、533万5千円を増額いたしまして、総額を23億1681万7千円とするものでございます。それに伴いまして、水道事業収益で48万5千円を増額いたしまして、総額を22億4761万5千円とするものでございます。以上で、補足説明を終わります。

○委員長

次に、さきの本会議において審査要望のあった件の答弁を求めます。

○企業管理課長

令和3年6月18日、本会議の議案質疑時におきまして、審査要望がありました「この料金体系が妥当なのか」ということにつきましては、資料を作成していますので資料に沿って説明いたします。

資料、「水道料金体系」をお願いします。この資料は、上下水道事業経営審議会で審議の際に使用した資料を抜粋したものです。

1ページをお願いします。水道料金の体系にどのような種類があるのかを説明いたします。料金体系は大きく分けて、用途別、口径別、用途別と口径別の併用の3種類あります。用途別とは、日常生活で使用する家事用、学校で使用する学校用、営業に使用する業務用など、水を使う目的によって料金設定を変えるものになります。また、口径別とはそれぞれの家につながっている水道メーターの大きさ、水道管の太さによって料金設定を変えるものになります。飯塚市では赤で囲んでいる口径別に料金を設定しています。

次に、基本料金・従量料金の組み立て方の種類です。まず、基本料金を設定するかどうか、また、基本料金に基本水量をつけるかどうかで別れます。さらに従量料金と言って、使う水の量によって算定する料金になりますが、どれだけ使っても一定の単価にする単一型、使えば使うほど料金単価が高くなる逓増型、逆に使えば使うほど料金単価が安くなる逓減型があります。基本的にはこれらを組み合わせて料金体系を決めていきます。飯塚市では赤で囲んでいる基本水量つきの基本料金と逓増型の従量料金を組みあわせて設定しております。

2ページをお願いします。料金体系の用途別と口径別の特徴について説明いたします。用途別のメリットにつきましては、生活用水以外の用途、業務用などの料金を高額にすることで、家庭用である日常生活に必要な生活用水の料金を安くすることができます。ただし、デメリットとして事業者に重い負担を強いることになり、料金格差が生じてしまいます。また、その料金を設定する基準、業務用なのか家庭用なのかなどの基準が不明確になりやすく、公平性と明確性が保ちにくい状況になります。口径別につきましては、水道メーターの口径に応じた、つまり需要に応じた負担をしてもらうことになり、日常生活や営業目的などの用途によって料金設定が変わることはありません。単純に需要に応じた費用負担をお願いするため、料金算定の公平性と明確性が確保できるものになっており、デメリットは特にありません。

続いて、全国の料金体系がどのように推移しているかを下の表に記載しております。口径別の割合が年々増加しています。用途別は主に業務用に負担を大きくすることで一般家庭の単価を抑え、水道の利用を促進し、公衆衛生の向上を図るといった目的が当初ありましたが、この目的はすでに達成されており、近年では営業形態の多様化で用途別に対応しきれない、マンションの1室が実は事業所であったなど、用途が明確に判別できないなどということから、全国的に口径別に移行しています。

3ページをお願いします。それでは具体的な料金体系の説明に入っていきます。1ページで説明したように、基本料金と従量料金組み立ての組み合わせによって多くのパターンが存在します。県内の口径別の料金体系をご紹介します。①逓増型基本水量なしについて説明します。基本料金と従量料金を組み合わせて構成されている料金体系を二部料金制と言います。これに対し、基本料金だけ、もしくは従量料金だけで構成される料金体系のことを一部料金制と言います。二部料金制は基本料金に従量料金、使用した水量の料金を足し合わせることでありますが、従量料金で使用水量が多くなれば、従量料金の単価が高くなっていくというのが逓増型の特徴です。例えば、使用水量が10立法メートルまでの1立法メートル当たりの単価が100円、10立法メートルから20立法メートルまでの1立法メートルの単価が150円というふうに、1立法メートル当たりの単価が段階的に高くなっていきます。

4ページをお願いします。②単一型基本水量つきについて説明します。料金体系は先ほどと同じ基本料金に従量料金を足し合わせる二部料金制ですが、基本料金に従量料金の一部が含まれるようになっていきます。この基本料金に含まれる水量のことを基本水量と言います。例えば、使用した水量の10立法メートルまでが基本水量として基本料金に含まれていれば、15立法メートル使用したとした場合、従量料金として請求される金額は10立法メートルを超えた部分5立法メートル分となります。従量料金については、使用水量にかかわらず1立法メートルの料金単価は同一となっていることが単一型の特徴です。基本水量は当初、公衆衛生向上の観点から生活上必要な一定程度の水の使用を促すことを目的として付与されており、少量使用者が基本料金のみで済むことから、少量使用者に配慮されたものとなっています。

5ページをお願いします。③逓増型基本水量つきについて説明します。先ほど②の料金体系と違う部分は従量料金の部分になります。一定量の使用水量を超えると段階的に単価が上がるようになっていきます。使えば使うほど料金単価が上がります。飯塚市はこの体系になります。また、飯塚市はこの料金体系の中で2段階基本料金制をとっております。2段階基本料金とは基本水量に含まれる基本料金を2段階設けることで、少量使用者の中でも極少量使用者に対し配慮した体系になります。ちなみに飯塚市の場合は、5立法メートルまでと10立法メートルまでで基本料金に差が生じる形になっています。極少量使用者に対して配慮している状況となっています。

6ページをお願いします。福岡県内の口径別の料金体系をとっている団体は16団体あり、①の基本水量なしの逓増型二部料金制をとっているところが6団体あります。主な団体として、福岡市や北九州市、久留米市などがあります。②と③は基本水量つきの料金体系になっており、基本水量つきは10団体となっています。また、その中で②単一型が5団体、逓増型は③も5団体となっており、料金体系は比較的均等に分布していることがわかります。なお、飯塚市、嘉麻市の2団体については極少量水量使用者に配慮した2段階基本料金制を採用しています。

水道料金改定業務の手引きには「料金制度の変更は、利用者への影響が過大とならないように、現行の料金制度から利用者への影響の小さい範囲で徐々にしていくことが重要である」とあります。平成13年以来の料金改定に加えて、最低でも35%の改定率が必要ということ、これ以上、市民の皆様の混乱を生じさせたくないということから、現行の料金体系のままとしております。基本料金の割合については、国の方針や安定した財源確保のため、利用者への影響が小さい範囲内で基本料金の割合を増加させるものの、低所得者等への配慮は変えず、できるだけ現行のまま利用者への影響をできるだけ小さく、全体で均等に負担割合増となるものとしております。以

上のことを上下水道事業経営審議会において十分審議を行い、現行の料金体系のままとしております。

続きまして、「今回の値上げが、このコロナの時期に行うことが妥当なのか、家庭等の支援の意味から1年先送りすることができないのか」ということにつきましては、平成30年度から水道事業会計は赤字決算が続いており、すぐに料金改定をするのではなく、経営努力を行ってまいりましたが収支改善には及ばず、料金改定なくしては今後の事業運営が立ち行かなくなってしまう。また、令和2年度決算見込みでは赤字の見込みとなり、試算の結果、令和3年度予算での内部留保資金残高につきましては1億円にも満たない状況となっております。そのため、このままでは令和4年度の予算を組むことができず、水道事業運営に支障をきたすと考え、今回の提案に踏み切った次第です。

また、この料金改定の施行日は令和4年1月1日となっておりますが、先ほどの補足説明でもご説明しましたが、飯塚市の検針は2カ月ごとに行っているため、旧料金と新料金が混在しなくなる3月検針分からの適用となり、実際に値上げが反映されるのは来年4月請求分からとなっております。実際の負担が生じるのは約1年後となっております。

コロナ禍で市民の皆様は厳しい状況であります。これ以上料金の改定を先送りすることは、必要な施設・管路の更新事業に大きな支障が生じることとなり、かえって大規模断水等によるご負担をおかけすることになりかねないと判断いたしました。市民の皆様へ将来にわたって安心・安全な水をお届けするために必要な料金改定となっております。以上で答弁を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○鯉川委員

資料を用いまして丁寧に説明をしていただきまして、水道料金改定の必要性についてはある程度理解できたように思います。平均の改定率35%は安全・安心な水を市民の皆様へ届けるために最低限の改定率という説明もありました。

しかしながら、県内で6番目に安い料金であるとはいえ、やはり市民の皆様や事業を営んである皆様にとって、いきなり35%の、しかもこの中コロナ禍での料金改定というのはかなりの負担増となるもので、市民生活や事業活動に及ぼす影響は大変大きなものになるのではないかと危惧をしております。

この影響を少しでも軽減するために、一度に35%上げるのではなく、段階的に改定することができないものかなと思案しているところでございます。

そこでお尋ねしますが、料金改定の理由として挙げられております、平成30年度からの赤字の状況収支を改善することはやむを得ないとして、財政目標とされている15.7億円を減額することはできないのでしょうか。

○企業管理課長

お尋ねの財政目標では、赤字を補填し、通常の運転資金を確保するための内部留保資金と、漏水事故や地震災害など突発的な要因で発生した事故に対応できるための余剰資金を最低限確保することとしています。

また、建設改良積立金の5.7億円については、令和21年度以降に始まる浄水場等の大規模改修に備えようとするもので、総額約100億円の半分程度を計画的に積み立てていく目標としています。これを減額して先送りしますと、後年度に一度に負担しなければならなくなり、さらに大きな料金改定につながることであり、次世代に負担を先送りしないよう、最低限の目標設定とさせていただいているところでございます。

○鯉川委員

投資目標として、今後10年間で、施設設備で年間6.2億円、管路で年間6.8億円の計13億円と設定されておるようですが、これを減額することはできないのでしょうか。

○企業管理課長

まず、施設設備の年間6.2億円は浄水場などの機械や電気設備の更新に必要な費用で、耐用年数も短く、更新期間が早いので、皆様にお届けする水をつくることに支障がないよう、年次計画に基づいて確実に実施しなければならない経費を設定しています。

次に管路の年間6.8億円については、老朽化した水道管の更新費用に充てるものですが、年間平均で約6キロメートルの更新を計画しています。管路の総延長、約930キロメートルに対して少ないものとなっていますが、まずは基幹管路や重要給水施設への管路を重点的に更新し、大規模断水のリスクを最小限に抑えていくための最低限の目標として設定させていただいているところです。

実際に値上げが反映されるのは、来年4月請求分以降になるとはいえ、コロナ禍の中で市民の皆様には大幅な負担増をお願いすることは、大変重いものであると認識しておりますが、審査要望の答弁の中でもご説明しましたように、段階的にでもこれ以上料金の改定を先送りすることは、今後必要な施設や管路の更新に大きな支障が生じることになり、かえって大規模断水等による多大なご負担をおかけすることになりかねないと判断したところでございます。

先ほどご説明しましたように、いずれも必要最低限の目標を設定した中での改定案をご提案いたしております。何とぞご理解いただきますようお願いいたします。

○鯉川委員

る説明していただきましたが、要するに料金の改定を段階的に上げていくことや、先送りすることができないほど待たなしの状況にあるということであろうかと思えます。

しかしながら、そういった待たなしの状況まで来てしまったということは大いに反省してもらわなければなりません。約20年ぶりの改定ということですが、この間恐らく経営の改善に向けてさまざまな検討されてきたとは思いますが、結果的に大幅な改定になってしまったことを、真摯に受け止めるべきであると考えております。

今後こういう事態にならないように、審議会の答申にもありましたように、定期的な見直しを確実に実行されるよう強く指摘しておきます。

また、35%の改定率が必要最低限という説明を受けましたが、市民の皆様にもしっかりと理解をしていただきますように、丁寧に周知に努められますことも、これはもう強く要望しておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○道祖委員

水道料金の値上げについては決算書でも指摘があつておつたと思えます。それで直近の監査委員の報告内容を私は目にしておりますけど、できれば参考資料として、直近、令和元年度になると思うんですけど、監査委員のほうで水道会計がどういふふうになっておるか指摘があつてきたと思うんです。その指摘と今度の改定でその指摘がどこまで改善されるのか、その辺の説明をいただきたいんですけど。まず、監査委員の監査報告を資料として出していただけますか。どういふふうには監査委員は水道会計のあり方を指摘したか確認させてください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:37

再 開 10:52

委員会を再開いたします。

○道祖委員

参考のため、管路の経年がどうなっているのか、それとそれに対して更新をどうしてきたのか、それもつけて資料として出せるなら出してください。

○委員長

執行部にお尋ねします。ただいま道祖委員から要求があつております資料は提出できますか。

○企業管理課長

提出できます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま道祖委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(質疑なし)

ご異議なしと認めます。よつて執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 53

再 開 10 : 53

委員会を再開いたします。サイドブックに掲載しましたので確認をお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

○道祖委員

ここに令和元年度の水道事業会計の決算の概要が監査委員から述べられておるわけですが、給水収益は5年間連続して減少しているということを言っておるわけです。財政状況からいろいろ言われておりますけれど、例えば、水道管路の法定耐用年数40年を超えた管路延長の割合を示す管路経年化率は25.11%となっております。水道管路の4分の1は40年以上の古いものとなっております。また、管路更新率の平成29年度から令和元年度の3カ年の平均値は0.67%で、単純に計算すると全ての管路を更新するためには140年以上を要する数値となっております。それでこういうふううたわれているんですけど、値上げをするためにいろいろ試算されて、そして今後都市計画も出されておりますけれど、管路について年間6億8千万円を投資しながら、やっていくということですけど、単純に言ってこの指摘されておる140年というのが、今の計画で何年で値上げをすることによって更新されていくのか。それをちょっとまず確認させていただきたいんですけど。

○企業局長

技術的なほうになりますので私のほうで説明いたします。今回の管路の更新長、年間約6キロメートルにつきましては、管路総延長930キロメートルに対して少ないとは思っております。

管路更新にさらに投資するためには、改定率をもっと大きく上げる必要があります、市民生活に与える影響が大きくなります。そのため、管路更新につきましては、基幹管路や重要給水施設管路を重点的に更新することで、大規模断水を未然に防ぎ、また、漏水多発路線等の選択と集中により、適切に投資していくことが重要であると考えております。

50mm以下の水道管、約360キロメートルありますが、50mm以下の水道管につきましては、部分的な断水が可能であることから維持管理で対応し、漏水が多発するような場合については、更新で対応していきたいと考えております。

また最近、GX管という新しいダクタイル鋳鉄管ができております。このダクタイル鋳鉄管につきましては、メーカーカタログで100年以上の長寿命化が期待できるというふうにされております。そのため飯塚市ではこのGX管を採用して、現在、更新基準年数を90年というふうに設定しており、今後も最新の技術等を積極的に取り入れて、効率化、長寿命化を図りながら、管路更新を進めていきたいというふうに考えております。

○道祖委員

今回結構高い値上げ率をお願いするけれど、監査委員が指摘している単純計算して更新すると144年かかるところは、今回の値上げをしても、その140年が少しは縮まるかもわからないけれど、全て終わるにしても50年、60年はおかかると、何年になるかというのはちょっと

と答弁なかったんですけれど、そこまで何年で全部補償ができますというところまでは至らないと。そこまでやるとするなら、相当以上の水道料金を値上げしなきゃいけないということと、理解していいでしょうか。

○企業局長

質問委員のおっしゃるとおり、現在年間6キロメートルですから約0.6667%程度の改良でいきたいと思っております。ただ、現在計画しておりますのは、基幹管路や重要給水施設管路、ほぼ直径200mm以上のメーター単価の高い管路を更新しております。今後は質問委員の言われるとおおり、更新については検討をさらに進めていきたいと考えております。

○道祖委員

それと監査委員は赤字については、給水原価が供給単価を上回るという原価割れが発生していることが、最も大きな要因と考えられますというふうに言われておりますけれど、値上げをすることによって給水原価と供給単価、当然今回は供給単価が上回るようになると思うんですけれど、大体どれぐらいのレベルまで上がっていくのか、どれぐらいなるかわかりますか。類似団体では供給単価が168.88円というふうに書かれております。給水原価は159.22円というふうになっておりますので、今回の値上げでこの辺がどういうふうになるのか。

○企業管理課長

料金収入全体の収入で今回考え、積算しておりますので、供給単価まではすみませんちょっとはっきりとわからないんですけれども、100%を少し上回る程度になるかと思えます。

○道祖委員

今まで給水原価と供給単価で給水原価のほうが高かったから、どうしても赤字になってたわけですね。まずそこを改善しないとだめだと、そういう観点で今回値上げせざるを得ないんだろうと思うんです。だから、監査委員はこういうふうに指摘しておりますから、監査委員の指摘に対して答弁ができるように、きちんと積算されたほうがよろしいかと思えます。だから、今回値上げすると当然給水原価と供給単価は立場が変わるというふうに、改善されるというふうに理解してよろしいんでしょう。

○企業管理課長

現在、給水原価で供給単価を上回るという原価割れになっておりますけれども、それは解消されます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○光根委員

これまで企業局として継続されてきた上での値上げということですが、この35%という値上げということで、これまで20年間、値上げをしていなかったということで、市民の方々にとっては反響が大きいのではないかと思います。来年度からということで、大事なことは市民の方々に丁寧な周知が必要だと思うんですけれども、この辺はどうお考えでしょうか。

○企業管理課長

本議案について議決を受けましたら、市報、ホームページ等を活用して、本市水道事業の現状と課題から料金改定に至った経緯につきまして、しっかりとお知らせしてまいりたいと考えております。また、9月と10月の検針時には検針票と同時に料金改定のチラシを各戸配布し、料金改定の案内を行ってまいりたいと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第59号 令和3年度飯塚市水道事業会計補正予算（第1号）」及び「議案第67号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例」以上2件については、いずれも原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第68号 市道路線の認定」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。
○土木管理課長

「議案第68号 市道路線の認定」について補足説明させていただきます。

議案書27ページをお願いいたします。市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めため提出するものでございます。今回認定する路線は10路線、延長963.9メートルでございます。路線明細の左端に記載しております、一連番号1番から5番までの5路線は、開発帰属により路線認定を行うものです。路線箇所は28ページに記載しております。路線明細の左端に記載しております、一連番号6番から10番までの5路線は、寄附採納に伴い路線認定を行うものです。路線箇所は29ページから31ページに記載しております。以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

（質疑なし）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

（討論なし）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第68号 市道路線の認定」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第70号 専決処分の承認（令和3年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○公営競技事業所副所長

「議案第70号 専決処分の承認（令和3年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号）」について補足説明をいたします。

「令和3年度補正予算資料」の3ページをお願いいたします。歳入歳出それぞれに36億9004万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ247億2138万5千円とするものでございます。今回の補正予算につきましては、令和2年度決算見込額におきまして、歳入歳出差し引き10億2840万3492円の歳入不足となりますので、地方自治法第179条第1項及び同法施行令第166条の2の規定に基づき、令和3年度予算から繰上充用を行うため、専決処分を行ったものでございます。4ページをお願いいたします。歳出を前年度繰上充用金補正額、10億2840万4千円でございますが、令和2年度の繰上充用金13億1908万5千円と比較して、単年度黒字分2億9068万1千円が減少しております。その他、歳入の勝車投票券発売収入と、それに関する歳出経費の補正によりまして、収支バランスをとっております。手続の時期といたしましては、出納整理期間内に行うこととなっておりますので、通例といたしまして、5月31日付で、補正予算の専決処分を行ったものでございます。以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

採決いたします。「議案第70号 専決処分の承認（令和3年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号）」）については、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、平山委員から「ジビエを活用した事業の支援について」所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。

平山委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。平山委員に発言を許します。

○平山委員

今まで野生鳥獣による農作物被害とかジビエ加工施設についても、同僚議員から今までいろいろ質問があったと思いますけど、今回はポストコロナ、ウイズコロナの時代の中で、経済社会の新たなビジネス展開として、野生鳥獣をジビエとして利活用しようという動きがあると聞き、再度、有害鳥獣による農作物への被害状況やジビエ加工処理施設の現状等を確認し、飯塚市として、もし事業者が相談等に来られた場合に、何ができるかということを知りたいと思って所管事務調査をいたしました。よろしくお願いいたします。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として「ジビエを活用した事業の支援について」所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「ジビエを活用した事業の支援について」を議題といたします。平山委員に質疑を許します。

○平山委員

このコロナ禍の中で新たなビジネス展開として、野生鳥獣をジビエとして利活用しようという動きがあると聞き、質問したいと思います。野生鳥獣による農作物被害は令和元年度において、国の被害は158億円、福岡県の被害は6億2136万円となっております。飯塚市でも農作物被害、イノシシ、鹿またその他の小動物の駆除費、それに侵入防止柵、金網等、それらの補助額はどのくらいか。

また、飯塚市として有害鳥獣の捕獲に対して補助金を交付していると思われませんが、その全体的な内容はどのようになっているのか。

また、捕獲後の処分はどのようになっているのか質問いたします。

○農林振興課長

福岡県農業共済組合に照会したものでありますが、令和元年度において飯塚市の被害は725万円となっております。そのうちイノシシによる被害が654万円、鹿による被害が51万円であり、令和2年度においては、飯塚市の被害は800万円となっております。そのうちイノシシによる被害が659万円、鹿による被害が141万円あります。

イノシシ、鹿の捕獲頭数につきましては、飯塚市内では令和元年度に鹿529頭、イノシシ1248頭、令和2年度、鹿465頭、イノシシ1566頭捕獲しております。令和2年度の実績としまして、本市の有害鳥獣の駆除期間、4月1日から10月31日までの間に捕獲しましたイノシシ、鹿1320頭分に対し、1頭当たり9119円を補助金として交付しております。総額1203万7080円となっております。

また、嘉飯地区鳥獣被害防止対策協議会からの関係で、国から県を通じてこの協議会に補助金が交付されまして、それによる侵入防止柵の総額につきましては、1095万8164円交付されております。

また、鳥獣被害実施隊員につきましては本市から要請により、実施隊員として活動した実績に対して、日額2千円の報酬及びアナグマまたはアライグマを捕獲した場合、日額1500円の加算をお支払いいたしております。報酬額としましては91万8500円をお支払いしております。

捕獲後の処分につきましては捕獲した駆除員に一任しており、一部自家消費のための食肉としての利用がございますが、大部分は埋設または焼却処分されていると聞いております。

○平山委員

鳥獣被害にかかわる、もろもろの関係は結構かかっております。

次に大半が埋設か焼却処分ということですが、有害鳥獣の捕獲とはいえ命をいただくことでございますから、ほとんど利用できていないということは問題ではないでしょうか。飯塚市にジビエ処理加工施設をつくり、運用していけば、捕獲したイノシシ、鹿の利活用につながり、また、コロナウイルスの影響により厳しい経済状況となっている方の雇用も生み出すことになると思われませんが、今後、本市としてジビエ処理加工施設をつくる計画はありますか。

また、日本全国でジビエ処理加工施設はどのくらいございますか。福岡県内の状況はどうでしょうか。また、県内の施設で自治体が関与しているところはありますか。質問いたします。

○農林振興課長

まず、本市においてジビエ処理加工施設をつくる計画等は現在ございません。ただ、問い合わせ等がよくございますので、日々調査研究に努めているところでございます。

令和元年度に野生鳥獣の食肉処理を行った処理加工施設は全国で667施設でございます。福岡県内には、獣肉処理加工施設が15カ所ありまして、そのうち6カ所が公設となっております。主なものとして、近隣では田川市、添田町、宗像市にあります。

いずれも赤字運営であったり、販路の確保が問題であったり、就業者の雇用問題があったりしており、運営面で厳しい状況が続いております。

また、時事通信社のニュースの一部によりますと、狩猟した鳥獣のうち、処理加工施設を経由し、ジビエとして利用されているのは1割程度にとどまっているというふうにも言われております。

○平山委員

全国に667施設があると言われていますが、運営面で厳しい状況が続いておるという答弁でありました。

しかし、熊本県内で活動をしている組織ですが、くまもと農家ハンターという組織があります。こちらの組織は活動範囲が広く、ネットショッピングも活用しながらジビエ利活用を進めており、SDGsにも取り組んでおられますが、御存じでしょうか。

先ほどの答弁で、ジビエとしての利用されているのは1割程度にとどまっているとありましたが、私の調べたところ、ジビエは捨てる場所はないとあります。骨がらはスープにし、ペットショップではジャーキー、おしゃぶり、ふりかけ、肉骨粉を売ったり、また皮も販売されていると聞いております。こういうことについて、どう思っておるのか質問いたします。

○農林振興課長

くまもと農家ハンターは地域を災害から守る消防団活動のように、年々深刻化する鳥獣被害から地域を守ることを目指して、地域と畑は自分たちで守るを合い言葉に、イノシシ被害による離農ゼロを目指して立ち上がった25歳から40歳の若い農家有志の集まりで、熊本地震後、2016年7月から活動されております。活動については、捕獲、防護、ジビエ活動、講習会等々、イノシシ被害を減らしていくことにつながる活動は可能な限り行いたいと考え、取り組まれております。

○平山委員

大変頑張っておられると思います。重ねて申し上げますが、コロナ禍の中、例えば事業再構築補助金を活用してジビエ処理加工施設を経営したいといった人が出てきたら、飯塚市としてどの

ような協力ができるのでしょうか。

また、ジビエ処理加工施設の黒字化、安定経営に向けて何が課題となるのでしょうか。質問いたします。

○農林振興課長

事業再構築補助金につきましては、あくまでも国のポストコロナ、ウイズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための企業の思い切った事業再構築を支援する、中小企業等の再構築を支援する事業であり、直接事業者と事業再構築補助金事務局とのやりとりとなりますが、相談等に来られた際には内容等をお聞きし、関係団体の紹介や情報提供が行えるかと思えます。

また、ジビエ処理加工施設の安定経営には、安定した商品の供給や販路の確保等が課題であると思えます。野生鳥獣が相手となりますので、年間を通じて安定した量の商品の供給が難しいものとなっております。また、捕獲した鳥獣の全てが食肉利用できるものではなく、捕獲後の衛生管理につきましても、クリアすべき課題が幾つもあります。年間を通じて味の差も出てまいります。

○平山委員

農林水産省も農村振興局もジビエ料理の開発・紹介、また、国産ジビエ認証を取得しようと、相談窓口を開設しております。難しい課題は多々あると思えますが、飯塚市内にジビエ処理加工工場がつくられますと、近隣市町村からも捕獲した鳥獣の搬入が見込まれますし、そこで働く人、雇用、人材の確保につながるかと思えますし、コロナ禍で厳しい状況の中、新たな経済活動を目指すこととなります。

個人や事業者が起業相談や事業相談に来られた際には、施設等も含め、需要と供給をつなぐ流通等についても丁寧に聞いていただき、アドバイスや情報提供をお願いいたします。再度、答弁をお願いいたします。

○農林振興課長

窓口等に相談に来られた際には、親切丁寧に内容等をお聞きし、関係団体の紹介や情報提供等を行っていきたいと考えております。

○平山委員

よろしく願いいたします。これで質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は、調査終了とすることに決定いたしました。

次に、道祖委員から「中小企業振興円卓会議について」所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。

道祖委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。道祖委員に発言を許します。

○道祖委員

飯塚市は中小企業振興基本条例を策定して、円卓会議を設けて、中小企業の振興について取り組んでおるところでございますが、コロナ禍で会議の状況がどういうふうになっておるのか確認の意味で質問をさせていただきたいと思っております。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として「中小企業振興円卓会議について」所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「中小企業振興円卓会議について」を議題といたします。道祖委員に質疑を許します。

○道祖委員

先ほど述べましたように、飯塚市には中小企業振興基本条例が策定されております。それに基づいて、中小企業振興の円卓会議が設けられて、中小企業の振興について取り組んでおりますけれども、新型コロナウイルス感染症でこの1年間経済状況がどういうふうになって、それに対して中小企業振興円卓会議でどのような会議を行って、今後の振興についてはどのように取り組んでいくのかというようなことが協議されておるのかどうか確認させていただきたいと思います。

○産学振興課長

中小企業円卓会議の開催状況でございますが、令和2年度は、令和2年3月に予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大により会議は延期をされまして、令和2年5月21日に書面にて開催をいたしました。

また、第2回目の会議を10月7日に対面にて開催をしております。その内容につきましては、産業振興ビジョンの進捗状況の確認をするとともに、新型コロナウイルス感染症に係る緊急対策事業のうち、経済対策に係る事業について説明を行い、各委員からご意見をいただいたところでございます。

第3回目を令和3年3月に開催予定でございましたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、会議を延期しております。

令和3年度につきましては、中小企業振興円卓会議の運営主体となります産業振興ビジョンの3つの戦略ごとに各運営部会がございまして、令和3年4月19日、21日、23日に運営部会を開催いたしまして、戦略における進捗確認を行いました。その報告を受けまして5月10日、中小企業振興円卓会議を対面にて開催する予定でございましたが、再び新型コロナウイルス感染症の感染拡大が深刻化し、同日書面にて会議を開催いたしました。その内容につきましては、産業振興ビジョンの進捗報告と新型コロナウイルスのウイズコロナのフェーズにおける経済対策に係る事業について、各委員からご意見をいただいたところでございます。

なお、今後につきましては、10月ごろに第2回円卓会議を開催し、中小企業振興施策、経済対策に係る事業などについて、委員のご意見をいただくこととしております。

○道祖委員

お願いでございます。この円卓会議が地元の中小企業振興のためには大事な会議だというふうには私は思っております。確かにコロナで対面で会議ができないような状況でありますけれども、やはり書面ではなく生の声を聞きながら、中小企業の振興策について積極的に取り組んでいただきたいと思います。

特にふるさと納税の関係で、地元の製品を開発するようなことも言われておりましたので、そういうことを考えていきますと、そのような内容もどういうふうに取り組んでいくのかとかいうことについてもぜひ取り組んでいただいて、活発な経済活動を行っていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は調査終了とすることに決定いたしました。

次に、道祖委員から「間伐材及び市道管理における草木の処理について」所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。

道祖委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。道祖委員に発言を許します。

○道祖委員

昨今、自然環境が変わってきてまして、ここ4、5年見ていると草木が伸びる状況が早いような感じがするんです。それで草刈りを年に何回やって、どれぐらいの量があるのか。それが今後、それでいいのか。現状の回数でいいのかということ。それと、それに係る企業がどのように、何社ぐらいいるのか。その点について確認させていただきたいと思っております。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として「間伐代及び市道管理における草木の処理について」所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「間伐材及び市道管理における草木の処理について」を議題といたします。道祖委員に質疑を許します。

○道祖委員

自然環境と生活環境を守っていく意味で、安全に生活していく意味で、道路の草木をきちっと切っていくということが必要だと思うし、また、これに係る企業も結構いるように聞いております。それで、先ほども述べましたように、大体年間どれぐらいの量の草木を切っておるのか、それをどのように処分しているのか、確認させていただきたい。それでわかるならば、市だけの業務ではなくて国、県がどのぐらいの量をやって、伐採とか処理をしておるのか確認させていただきたいと思います。

○農林振興課長

私のほうから間伐の関係、荒廃森林の関係とかの分のご回答をさせていただきます。令和元年度の荒廃森林整備事業で申しますと、間伐面積は31.97ヘクタール、侵入竹除伐面積は29.79ヘクタールでございます。荒廃森林整備事業につきましては切り捨て間伐事業であり、伐採後の木材は搬出しておらず、森林内に放置という形になっており搬出を行っていないため、伐採した量については把握できておりません。

そのほかの八木山市有林の下刈り業務につきましては、面積0.78ヘクタールの桜の木を植林しました場所で、造林した木が成長するまで雑草、雑木に埋もれかねないように、下草等を刈り倒すことで、刈った草は林内に捨て置くものであるため、搬出量も把握できておりません。

また、庄内地区の生活環境保全林維持管理業務につきましても、面積4.5ヘクタールの下刈り間伐で、この業務につきましても、刈った分の木とか草については搬出しておりませんので、量については把握できておりません。

○土木管理課長

市が所管する各施設で道路等につきましては私のほうから説明させていただきます。市が所管する各施設において実施した草刈り業務における処分量につきましては、令和元年の実績となりますので、それを報告させていただきます。道路施設につきましては393.49トン、河川施設が31.12トン、農業施設が43.6トン、公園施設が542トン、公営住宅施設が241.86トン、その他につきましては48トン、合計で1300トンとなっております。毎年同程度の処分量となっております。また、処分につきましては、一般廃棄物処分許可を得た処分場に搬入し処理を行っております。

次に、県が所管する各施設におきましては、草刈り業務による処分量につきましても、こちらも令和元年の実績となりますので、それを報告させていただきます。道路施設につきましては240トン、河川施設が350トン、公園施設が270トンとなっており、合計で860トンとの報告を受けております。また、国土交通省に関しましては、遠賀川河川事務所の報告になりますが、河川施設、遠賀川の方で1052トンとなっており、これも県・国合わせまして、一般廃

棄物処分許可を得た処分場に搬入し処理を行っているとの報告を受けております。

○道祖委員

先ほど、不明という答弁がございましたけど、これは別に森林で伐採したものをそのまま放置しても、問題ないのでしょうか。それを問題ないというふうに理解してよろしいんですか。それとも、それは搬出したほうが自然環境のためにはいいというふうに理解していいのでしょうか。

○農林振興課長

実際に間伐したことにより目的は達成したかのように見えますが、実際刈った木をそのまま放置しておきますと、大雨や台風など、木材が流出して被害が出たり、そのまま放置し続けることによって森林の涵養機能にも必要な下層植生の繁茂といいますか、生い茂ることを妨害することもありますけど、予算等の関係から実際は切り捨て間伐の状態をとっている状況でございます。

○道祖委員

どれぐらい行っているか、その仕事の量を発注しているわけでしょう。結果としてそこに切り落としたものというのがあるわけですね。出す出さないは別にして。どれぐらい切ったというのは、トン数はわからないものなんですか。わからないというのは、その伐採面積があるから、そこに立木が何本ある、立っている木が何本あって、それに対して1本当たりどれぐらい出るんだというような計算はできるんじゃないかと思うんですけど、そういうことを考えたことないですか。考えたことないとするならば、それはちょっとどれぐらいあるか1回調べていただきたいというふうに思うんですけど。

それと今のような状況で、年に何回か草を切るようになっていきますよね。あれはどういうふうに決まっているんですか。大体年に2回くらい切っているような気がしますが、2回というのはなぜ2回なのか。何か基準というのがあるのか。

○土木管理課長

年に2回、道路等は発注して切っているような状態でございますが、回数が多ければそれだけ道路の草等、通行上気にならないと思いますが、最低限2回だけで何とか交通に支障がないような形で切っているような形です。

○道祖委員

たしか一般質問でもあったと思うんですけど、高齢化になって、高齢者が多くなって、自分たちでなかなか周辺の木を、公園整備とか、家の前の道路脇の草とかを切りきらなくなってきているという質問があったと思うので、そういうことが要望として挙がってきたら、市としては、道路管理者の立場でいけば、公園管理者でもあるし、切らざるを得ないと思うんですけど、そういうことは、だんだんふえてきているんじゃないですか。先ほど述べました量の中にはそういうのは換算されているんですか。

町内で切ってもらったら、そのままごみ袋で出してくださいとかいうような指導があっと思います。その量というのは相当なものになってきているんじゃないかと思うんですけど、把握する方法がないか、ちょっと考えていただきたいなと思っております。

なぜならば、集めたものをどこに持って行っているかといったら、実は清掃工場に持って行っているんです。それを燃やすんです。その量というのは結構あるんじゃないかなと思うんですけど、何かわかる方法があれば、調査していただければと思っておりますので、ご検討をお願いして、この質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

次に、道祖委員から「市営住宅建て替え時の木材使用計画について」所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。

道祖委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。道祖委員に発言を許します。

○道祖委員

飯塚市では飯塚市内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針というのが制定されております。いろいろな公共の建物に木材を使っているのは承知しておりますけれども、いろいろ市営住宅の話が出てきております。今度の計画は高層の建物になってきますから、今までは学校とか交流センターでありましたので、そんなに高層の建物じゃなかった。ああいう建物になると、どのように木材を使うのか確認させていただきたいと、お尋ねしたいと思っております。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として「市営住宅建て替え時の木材の使用計画について」所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「市営住宅建て替え時の木材使用計画について」を議題といたします。道祖委員に質疑を許します。

○道祖委員

今述べましたように、相田の市営住宅の建てかえの話が出ておりますけど、高層の建物に対して木材をどのように使用するかお考えなのかお尋ねいたします。

○住宅課長

飯塚市市営住宅等整備基準条例第19条では、「市営住宅等の建設に当たっては、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の規定により本市が定めた方針に基づき、木材の利用に努めるものとする」と定めております。なお、本市が定めたこの方針につきましては、平成24年に策定した飯塚市内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針がこれに当たり、本方針では国産の木材の利用を促進すべき公共建築物等の内訳の中に、公営住宅等の建築物も含んでおります。

市営相田住宅の建てかえ事業においては、7階層が1棟、6階層が2棟、4階層が1棟の全4棟建てで居住棟を建設することとしております。これらの居住棟につきましてはRC鉄筋コンクリートづくりとなるため、木材の使用箇所というのは屋内の廊下部、洋室のフローリング部、その他トイレのドア、洋室の開き戸、襖などの建具がございます。

しかしながら昨今、世界的に木材価格が高騰するウッドショックの影響が広がり、報道によれば、国内でも本年3月ごろより輸入木材の品薄に伴い、国産材の需要が高まったものの、出荷量が追いついていないため、国産材についても品薄高騰が続く状況下であり、国内の住宅建築にも影響を及ぼしているとのことです。

ネットニュースによれば、この影響がいつまで続くのか見通せないとのことですが、市営相田住宅建てかえ事業においては、1棟目の詳細設計を令和4年度に実施し、建設開始を令和5年度秋口ごろから予定しております。市としましては、国産材の利用の促進を念頭に置きつつ、資材を確保できずに事業の進捗に影響を及ぼすことなどはないように、この状況を注視しながら準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

○道祖委員

いろいろな制限があるというのは承知しておりますけど、国が定めて、国産材を使いなさいということですので、ぜひ国産材を使っただいて、これから入って居住する人たちに安らぎを与えるような市営住宅をつくっていただきたいと思っておりますので、よろしく願ひ

たします。この質問はこれで終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は、調査終了とすることに決定いたしました。

次に、道祖委員から「開発における調整池機能について」所管事務調査をしたい旨の申し出があっております。

道祖委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。道祖委員に発言を許します。

○道祖委員

梅雨時に入りまして、大雨になった時に、その調整池機能を持っていた田んぼが埋め立てられていきますと、水害が広がるんじゃないかと懸念しておりますので、開発における調整池の機能についてはどういうふうに考えられておるのか質問させていただきたいと思っております。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として「開発における調整池機能について」所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「開発における調整池機能について」を議題といたします。道祖委員に質疑を許します。

○道祖委員

これまでの水害の状況を見ていると、やはり開発が進んでいって、どうしても田んぼは埋め立てられ、調整池機能を持っていた機能が失われていっていると、以前も経済建設委員会の中で、田んぼを農転かけて住宅地等にすれば、それにかわる調整池機能を持つものを、きちっとつくっていくべきではないかという発言をさせていただいたことがあります。農業委員会とその辺はよく話し合っていて、難しい点はあるかわからないけれど、水害対策に取り組んでいただきたいということを述べたことがありますけれど、そういう観点でございます。

それで今心配しているのは、詳しい説明いただいておりますのでお尋ねするんですけど、鶴三緒ですか、あそこにJAが新しく道の駅をつくるということで、今埋め立てが進んでおります。作業がだんだん進んでいって、道路端から見ると、相当広い面積が埋め立てられていってるような気がします。そこで降った雨は、学頭の排水機場のほうに流れてくるんじゃないかと思うんですけど、あそこはポンプを据えつけたとかいろいろ対策を打っておりますけれど、やはり水害で被害に遭った人たちがいらっしゃいますので、その点からちょっと私も危惧しておりますけど、あれだけ大規模な埋め立ては進んでおりますけど、それにかわる調整池機能というのは整備されておるのかどうかだけお尋ねいたします。

○土木管理課長

現在、鶴三緒で開発されておりますファーマーズマーケットの排水計画によりますと、駐車場部分には透水性舗装を1万5930平米、透水性側溝を約970メートル、緑地部分には透水ためますを13基設置する計画となっております。それにより地下への透水能力を高めることで、開発前より雨水の流出量は抑えられております。

○道祖委員

今の説明を確認しますと、地下にためますみたいなのがいっぱいあって、そこに一時水をためるような機能があるというふうに理解していいですか。

○土木管理課長

ためますは透水性のあるためますですて、そのためますから地下のほうに浸透していくようになっております。

○道祖委員

その説明によると、単純に言えば心配するなということなんでしょうけど、ちょっと理屈がわからないんですけど、一時にためるんじゃないかと、地下に入っていくんですか。それは上に上がってこないんですか。浸透ますだから大丈夫なんですか。ずっと地下を回ってから遠賀川に伏流水で上がってくるというふうに理解していいですか。

○土木管理課長

地面の上に降った雨が浸透するのと同じような効果が出るという形になります。

○都市建設部長

大きな開発については今、担当部署のほうで答弁しましたように、透水性舗装とか、いろいろな対策をお願いしているところでございます。基本的には舗装をして、舗装の上に水が走っていくんですけど、そのまま地下のほうに入っていくって、そして開発する前と同じような状況にするということでございます。

この地区については、質問委員が言われましたように、現在、学頭ポンプ場があります。このポンプ場については今、増設を行っているという部分もでございます。この地区については浸水が以前あったということで、住居を新しく建築される場合については、床上浸水しないようにというふうなお願いもしておりますし、また、避難指示が出るような想定外の豪雨があった場合については、すぐ避難をしてもらうというふうな対策についても、今後お願いをしていきたいというふうに考えております。

○道祖委員

一言大丈夫だと言ってください。そしたら安心しますから。

○都市建設部長

開発する場合についてはいろいろな対策をとっております。調整池ないし、今回の開発については、透水性の舗装、それに先ほど担当課長が言いました透水側溝、それに透水ためますということで今までと全然変わらないということで、大丈夫だというふうに判断しております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は、調査終了とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:48

再 開 13:00

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から11件について報告したい旨の申し出があっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。

「工事請負契約について」報告を求めます。

○企業管理課長

「工事請負契約について」2件のご報告いたします。

資料、「工事請負契約報告書」の1ページをお願いします。1件目は片島ポンプ場機械設備改

築工事でございます。入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、条件付一般競争入札実施要領及び運用基準に基づき、機械器具設置の同種工事の実績がある要件等を付すことを決定し、公告し、5者による入札を執行いたしました。その結果、落札額2億6021万2700円、落札率91.99%で株式会社前沢エンジニアリングサービスが落札しております。なお、本件の入札につきましては、5者中、最低制限価格によります4者の同額応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引きにて落札者を決定いたしております。

続いて2ページをお願いします。2件目は県道飯塚山田線配水幹線布設替（1工区）工事でございます。入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、指名競争入札参加指名基準及び運用基準に基づきまして、専門工事管水道A等級に格付されている市内業者を指名することを決定し、14者による入札を執行いたしました。その結果、落札額4718万8900円、落札率90.84%で株式会社平山設備が落札しております。なお、本件の入札につきましては、14者中、最低制限価格によります5者の同額応札があり、同じくくじ引きにて落札者を決定いたしております。以上で報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」報告を求めます。

○企業管理課長

「工事請負変更契約について」2件のご報告いたします。資料、「工事請負変更契約報告書」の1ページをお願いします。昨年11月4日の当委員会におきまして、契約の締結としてご報告しておりました水江雨水ポンプ場新設（その1）工事につきまして、現契約金額1億2388万4200円から、321万3100円を増額しまして、変更契約金額を1億2709万7300円とするものです。変更契約の主な内容としましては、現地掘削の結果、大型の杭施工機械に対する地盤の支持力が確保できていなかったため、地盤改良工の増工を行ったことが主な要因です。

続きまして資料の2ページをお願いします。こちらは本年1月18日の当委員会におきまして、契約締結をご報告しておりました水江雨水ポンプ場新設（その2）工事につきまして、現契約工期令和3年3月26日を令和3年8月27日に延長するものです。変更契約の内容としまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、建築確認審査機関との協議及び確認済み証の発行に日数を要したため、工期延長を行ったものです。以上で報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「水道事業に係る災害等相互応援に関する協定締結について」報告を求めます。

○上水道課長

このたび災害水道事故等により協定する事業者が被害を受けた場合、相互に応援活動を行うことを目的に、関係自治体間において、水道事業に係る災害等相互応援に関する協定を締結しましたのでご報告いたします。この協定は筑豊圏域の7事業者により、本年6月1日から適用しております。

資料をごらんください。こちらは協定の概要版となっております。「1. 趣旨」、「2. 協定日」につきましては、先ほどの説明のとおりでございます。次に、「3. 協定締結者」ですが、代表として事務局を飯塚市とし、直方市、宮若市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、桂川町の筑豊圏域7事業者となります。続きまして、「4. 応援活動」としましては、（1）から（4）に、「5.

応援活動に伴う費用負担」についても記載のとおりであります。今後はこの協定をもとに自治体間の連携を推進し、応急給水資材の共同管理等、連携の強化に努めてまいりたいと考えております。以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「オートレースの運営状況等について」報告を求めます。

○公営競技事業所副所長

「オートレースの運営状況等について」ご報告いたします。オートレースの売り上げ状況について、提出しております資料に沿って説明いたします。

資料1ページの令和元年度、2年度売上額及び入場者数、比較表全体をお願いいたします。売上額につきましては、2年度実績Aの合計のところ、開催日数140日、売上額207億5966万8400円、1日の平均売り上げは1億4901万2千円となっており、前年度の元年度実績Bの合計のところ、開催日数135日、売上額154億826万3300円、1日の平均の売上額は1億1478万6300円となっており、累計売上額では、元年度と比較して53億5140万5100円の増、1日の平均では3422万5700円の増となっております。

次に、入場者の数につきましては、表の右側に記載しております、2年度実績Dの合計のところ、2年度は7217人、1日の平均1276人でありまして、前年度の元年度実績Eの合計のところ、元年度の13万9429人、1日の平均1936人と比較しまして、累計入場者数は6万9212人の減、1日平均では660人の減となっております。

売り上げの要因につきましては、ミッドナイトレース開催日数がふえたことや、コロナ禍における家時間が多くなったことにより、電話投票等がふえたことと推察しております。一方、入場者数につきましては、前年度より減少しております。これは無観客レースでありますミッドナイトレースが47日から56日に増加したことと、通常開催において新型コロナ対策により、29日間無観客としているため、また、その後もコロナの影響により減少したものと推察しております。なお、内訳として2ページ目に通常開催分の比較表、3ページ目にミッドナイト開催の比較表を添付しております。以上、簡単ではございますが説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

一般質問でオートレースのあり方について質問をやっておりましたけれど、今の報告では売り上げが伸びて来ておるからよかったなと思ってるんですけど、過去、市の財政に繰り入れた金額が総額幾らになっておるのか、この点を確認させていただきたいんですけど、わかりますか。

○公営競技事業所副所長

市の繰り入れにつきましては、昭和32年度から平成9年度の41年間繰り入れを行っており、総額は587億4600万円となっております。

○道祖委員

これは結果として内部留保してなかったんですよ。オートレースの会計は、利益が出たやつを一般会計が全部丸ごと吸い上げてしまった。だから、本来なら内部留保して設備改善の費用等を積み立てておかなくちゃいけない費用は用意してなかった。それを結果として今日の売り上げが赤字になって、そして今日、トーターとか民間にお任せして、費用の収益の改善を図ってきて、幾らか今回売り上げが伸びて黒字になってきておるようですけど、そういうふうに理解してよろしいですか。

○公営競技事業所副所長

そのとおりでございます。

○道祖委員

この587億円があったら、施設の改修は完璧に終わっているというふうに理解していいですよ。今度はいろいろとやっておりますけど。今後やらなくちゃいけないやつが出てくるとは思うんですけど。やはり、この金額であれば相当な改修ができていたというふうに理解しますが、オートレースのあり方の趣旨は、一般会計のほうに繰り入れるということが趣旨でしたけれど、この数字を見ると今の時点だけを見て、オートレースが非難されるという、オートレース場の運用を批判するということにはやはりならないんじゃないかなと個人的には思います。

ただ、企業会計になっていますから、確かに市に貢献しなくちゃいけないけれど、今後は内部留保をしていくような計画を持って、あそこにはやはり何百人もの雇用を抱えていますし、関連企業も出てきますから、そういう人たちの生活もありますので、そういう点から考えると、どうあるべきか考えながら、黒字の体制をつくっていただきたいというふうに思っておりますので、ご努力をよろしくお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「第2次国際都市いづか推進計画の策定について」報告を求めます。

○国際政策課長

それでは「第2次国際都市いづか推進計画の策定について」ご説明をさせていただきます。

第2次国際都市いづか推進計画の策定についてと記載しております資料をごらんください。

まず策定の趣旨につきましては、今回策定をする第2次国際都市いづか推進計画の上位計画に位置づけられている第2次飯塚市総合計画では、都市目標像「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住み続けたいまち～共に創り 未来につなぐ 幸せ実感都市 いづか～」としています。また、基本計画の第5章、国際交流多文化共生の推進の施策方針として、外国人と市民との相互理解を深め、国際交流や外国人にも暮らしやすい多文化共生のまちづくりを推進することとしております。国際都市いづか推進計画は、グローバル化の急速の進展により、人、物、情報の交流が活性化している中で、世界に目を向けて、多様な文化とあらゆる国籍の人々との共生や海外との国際交流、経済交流を通じて、国際化を推進していくことで、魅力あふれる人づくりとまちづくりを目指すこととし、人とまちと世界がつながる国際都市いづかを基本理念と定め、これまでに多文化共生の地域づくり、多言語による情報発信、外国人への生活支援、姉妹友好都市の交流、教育・スポーツを通じた交流、経済交流の推進などの取り組みを実施してきました。現在、第1次国際都市いづか推進計画は、2021年度に終期を迎えることから、次期を担うアクションプランである第2次国際都市いづか推進計画を策定するものです。

「2. 策定方針」についてですが、第2次国際都市いづか推進計画を策定するに当たり、本推進計画の柱に位置づけられている、「1. 多文化共生」と、「2. 国際交流・経済交流」の観点から、市内在住の外国人市民及び日本人市民並びにまちづくり協議会へのアンケートに加え、企業へのヒアリングを実施することで、現状・課題等の把握、分析等を行うとともに、国や県を含む外部機関からの助言も参考にして推進計画を策定していきます。

「3. 計画策定までのスケジュール」は同資料の下段に策定スケジュールとして記載しております。策定の方法といたしましては、1点目として、本市の国際都市の実態調査による結果の分析による現状、課題の把握を行います。主には市内地場企業へのヒアリング調査、市民アンケートを実施いたします。2点目としまして、本市の実態調査による結果の分析による現状及び現状・課題等踏まえて、関係機関等を含む検討委員会や飯塚国際交流推進協議会等や庁議等での審議を行い、第2次国際都市いづか推進計画の策定を行います。なお、現在の第1次国際都市い

いづか推進計画の数値目標に基づく進捗状況及び現在実施しております市民アンケート等の調査結果につきましては、取りまとめの上、ご報告させていただきます。以上、簡単ですが報告とさせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」報告を求めます。

○土木管理課長

工事請負変更契約2件について報告します。

まず初めに、杉園橋補修工事について報告いたします。「工事請負変更契約報告書」をお願いいたします。本報告は、令和2年度繰り越しの橋梁長寿命化事業にて実施いたしました工事名杉園橋補修工事でございます。現契約額6050万円を、77万4400円増額しまして、変更契約額を6127万4400円とし、工期の竣工日を令和3年3月26日から令和3年5月31日に変更したものです。この変更契約の概要は、実施に当たり足場設置後の詳細確認でゴム支承部の劣化が判明したため、取りかえ工の増工を行ったものです。また、地元調整に時間を要したため、工期の変更を行ったものです。

次に、平恒原口地区急傾斜地崩壊対策工事について報告いたします。「工事請負変更契約報告書」をお願いいたします。本報告は令和2年度急傾斜地崩壊対策事業にて実施いたしました、工事名、平恒原口地区急傾斜地崩壊対策工事でございます。現契約額6169万4600円を40万9200円減額しまして、変更契約額を6128万5400円に変更したものです。この変更契約の概要は、のり面すりつけに伴うのり面保護工の増工及び試験結果による基礎砕石工の減工を行ったものです。以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市道上における車両損傷事故について」報告を求めます。

○土木管理課長

市が管理する道路上における車両損傷事故2件について報告いたします。

資料をお願いいたします。まず初めに、本件事故は令和3年4月18日曜日、午前11時40分ごろ、飯塚市大日寺地内の市が管理する道路上において、当事者が国道201号に向かって走行していたところ、グレーチングふたがはね上がり、左側前輪及び車両の底部を損傷させたものです。本件事故の過失割合につきましては、現在、保険会社と協議中であり、その結果をもって相手方と交渉を行うものです。

次の資料をお願いいたします。2件目は令和3年6月1日火曜日、午後2時15分ごろ、飯塚市花瀬地内の市道北ヶ浦住宅3号線において、当事者が浄化槽を清掃作業中、浄化槽に水を入れるためバキュームカーがバックしていたところ、道路が陥没し、左側後輪からはまり、リヤバンパー及び各部品を損傷させたものです。本件事故の過失割合につきましては、現在、保険会社と協議中であり、その結果をもって、相手方と交渉を行うものです。

道路の点検補修につきましては、日ごろより広報での情報提供依頼の掲載や職員への呼びかけ、道路パトロールなどを行い、補修箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、さらに気をつけて管理を行ってまいります。以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」報告を求めます。

○土木建設課長

「工事請負変更契約について」ご報告いたします。

資料、「工事請負変更契約報告書」をお願いいたします。昨年12月15日の当委員会におきまして、契約締結としてご報告させていただいておりました大日寺吉原町線道路改良（その2）工事につきまして、現契約金額5402万2100円から、503万5800円を増額いたしまして、変更契約金額5905万7900円としたものでございます。変更契約の主な概要としまして、工事実施に当たり、不可視部分の既設コンクリート殻の撤去・産廃処理費用の増額及び地元農家から要望により、取水ゲート形式の変更及びその他精査による各工種の数量変更を行ったものであります。以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「都市計画の変更に関するスケジュールについて」報告を求めます。

○都市計画課長

「都市計画の変更に関するスケジュールについて」説明いたします。

「資料1 都市計画の変更について」をお願いいたします。都市計画課では令和元年度から令和4年度までの4年間で、都市計画マスタープラン、緑の基本計画の改定及び用途地域、都市計画道路の見直しを実施しております。本市におきましては、地方卸売市場の移転により、都市構造が大きく変化する転機を迎えております。その状況の中で用途地域につきましては、市場跡地の有効利活用とコンパクトシティのさらなる推進に向け、市内に点在する商業系の用途地域を集約することで、中心拠点としてのにぎわいの創出や、地域の活性化を図る方針として見直しを行っております。あわせて、現況の土地利用との相違が生じている区域において、現況の土地利用に即した特別用途地区の指定を行う検討をしております。

また、中心拠点における商業系の用途地域の変更につきましては、上位計画である福岡県区域マスタープランにおいて、広域拠点としての位置づけが必要となるため、広域拠点の区域を変更する必要があります。今回は現在の広域拠点であるJR新飯塚駅周辺、飯塚バスターミナル周辺区域の一部を見直し、新たにJR飯塚駅を含む菟田・堀池地区を追加する方針としております。

なお、広域拠点の区域変更については福岡県の決定事項であり、広域拠点変更案とあわせて、用途地域変更案を県専門委員会にはかり、了承を得る必要があります。

スケジュールについては、次の資料2で説明いたします。資料2、「都市計画変更に関するスケジュール」をお願いいたします。一番上の黄色い着色部分は都市計画マスタープラン及び緑の基本計画の改定、真ん中の赤い着色部分は用途変更の見直し、一番下のオレンジの着色部分は都市計画道路の見直しに関するスケジュールとなります。都市計画マスタープランのスケジュールの中の(4)及び用途地域変更の(3)に記載しております、6月末から7月末にかけて開催する市民説明会におきまして、市民の意見を求めるとともに、用途変更等、検討対象区域の地権者に対しても、9月の市民説明会を開催し、意見を求めていく予定としております。先ほど資料1で説明いたしました、広域拠点の変更及び用途地域変更案につきましては、赤い着色部分の用途変更に関するスケジュールの(4)に記載しております県専門委員会にて審議されます。この県専門委員会につきましては、第1回の7月14日及び7月中旬開催予定の2回で了承を得る想定としております。この県専門委員会ですら承されれば、(1)に記載の11月下旬の飯塚市都市計画審議会での報告後、令和4年1月の飯塚市都市計画審議会での付議を経て、下から3行目の

(5)に記載しております福岡県都市計画審議会に付議し、令和4年2月末の用途変更の告示等を目指していくものでございます。また、都市計画道路につきましては、令和4年度での見直し案の作成に向けて作業を進めているところでございます。これらのスケジュールにつきましては、あくまでも予定でございますので、県との協議等により変更になる可能性がございます。

次に資料3、「用途地域の見直しについて」をお願いいたします。この資料では用途地域の目的、種類、見直しの方針及び具体的な用途地域の変更及び特別用途地区の検討対象地区を示しております。用途地域は調和のとれたまちづくりを目指すために、建築物の用途、形態、規模等のルールを定めるものであり、市町村がその区域を設定するものであります。特別用途地区とは用途地域の規制を補完するもので、その地区の特性にふさわしい土地利用の増進など特定の目的を果たすため、用途地域の規制だけでは不十分な場合に、さらに細かい制限を加えたり、緩めたりする特別な地区となります。今回は商業系の用途地域につきまして、現実の土地利用に乖離がある地区を抽出し、将来的に用途変更を行う箇所について検討しております。

それでは用途変更検討対象地区1カ所及び特別用途地区の指定対象地区の6カ所の合計7カ所について説明いたします。なお検討対象地区につきましては、図面の中で黒い破線で表示しております。

まず、左側上の地区、相田です。この地区はスーパーがありましたが、現在では福祉施設等に建てかわっており、暮らし維持型の都市機能誘導区域であるため、第1種中高層住居専用地域の特別用途地区の指定を検討していきます。

次に右上の地区、幸袋・中です。この地区もスーパーがあった場所が、現在ではマンションに建てかわっており、その周辺は住居系の土地利用が多く、学校も近いことから、第1種住居地域の特別用途地区の指定を検討していきます。

3カ所目は、左側中ほどの地区、横田・西町です。この地区についても、スーパーが保育園に建てかわっており、住居系の土地利用が多いことから、第1種住居地域の特別用途地区の指定を検討いたします。

4カ所目は、右側中ほどの地区、立岩・新飯塚です。国道201号立岩陸橋の北側に位置するこの地区につきましては、住居系の土地利用が主となっているため、第1種住居地域の特別用途地区の指定を検討いたします。

5カ所目は、右側下ほどの地区、芳雄町です。飯塚市防災センターの南側の地区になります。この地区は空き地が大半を占めており、将来的な住居系の土地利用を促進するため、第1種住居地域の特別用途地区の指定を検討いたします。

6カ所目は、中央下側の地区、菰田西・堀池地区です。この地区は市場跡地の有効利活用及びコンパクトシティに向けた商業機能集約に向けて、商業地域への用途変更を検討いたします。

最後に右側下の地区、本町・西町・西徳前・東徳前です。現状では、住居系が主たる用途となっており、周辺用途地域との調和を図るため、第2種住居地域の特別用途地区の指定を検討いたします。

なお、特別用途地区の指定を検討している6カ所につきましては、今回は用途地域を変更せずに、今後の土地利用状況を勘案しながら、段階的に用途変更をしていくことを方針として考えております。今後は市民説明会等での説明、住民の意見を踏まえた上で、原案を作成していきたいと考えております。以上で都市計画の変更に関するスケジュールの報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「財政見直しについて」報告を求めます。

○財政課長

それでは「財政見通しについて」ご説明いたします。

令和元年度に公表いたしました財政見通しにつきまして、新型コロナウイルス感染症対策の影響により、財政見通しがどのようにになっているか確認するため改定いたしましたので、その報告をさせていただきます。

1 ページの表紙に記載いたしておりますように、一般会計と3つの特別会計を合わせた普通会計ベースで作成いたしております。なお、この普通会計のうち、住宅新築資金等貸付特別会計につきましては、令和2年度をもって廃止いたしております。次に、財政見通しの対象年度につきましては、令和3年度から5年度といたしております。これまで公表してまいりました財政見通しと同様に10年間分の数値を表示しておりますが、令和6年度以降につきましては、実施する事業量や事業費を見込むことが困難でございますので参考値といたしております。今回構想の財政見通しの基本的な推計方法は、令和2年度の決算見込額または令和3年度当初予算額を基準値としまして、それに増減要素、特殊要素を加味して推計いたしております。

2 ページをお願いいたします。2 ページには具体的な推計条件を記載いたしております。詳細な説明は省略させていただきますが、過去の実績から増減率を算出して、基準額に乗じて推計した項目、基準額に加味した作成時点で判明している特殊要素等を記載いたしております。特殊要素を加味いたしておりますが、基本的には、このままいけば、現在の制度のままであれば、どのような財政状況になるかという観点で作成した財政見通しとなっております。

3 ページをお願いいたします。推計条件により推計した財政見通しでございます。上の表が歳入の見通しでございます。令和2年度決算見込みの歳入計では、新型コロナウイルス感染症対策の影響で897.7億円となっておりますが、令和3年度以降は大きく減少するものと推計いたしております。下の表が歳出の見通しでございます。令和2年度決算見込みの歳出計では894.6億円となっておりますが、歳入同様、令和3年度以降は大きく減少するものと推計いたしております。

5 ページをお願いいたします。歳入歳出の主な項目の説明資料を添付いたしております。歳入の市税につきましては、令和2年度決算見込額を基準額としまして、令和3年度と令和4年度は、市民税のコロナ影響額をマイナス2.9億円と見込み、令和5年度からの5年間で回復するものとして推計いたしております。次の実質的な普通交付税につきましては、合併団体の特例措置である合併算定がえが終了した令和3年度当初予算額を基準額といたしまして、市税、扶助費、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の繰出金、公債費、国勢調査人口などの影響額を加味して推計いたしております。歳出の扶助費は令和2年度の決算見込額を基準額として、令和5年度までは基準額に過去の増減率を乗じて推計し、令和6年度以降は現在の生活保護扶助費の減少傾向その他の扶助費の増加傾向はいつまで続くか想定できませんでしたので、令和5年度の通知と同額で推移するものとしております。これに国庫支出金、県支出金、普通交付税算入額などを併記することで、制度上の市の実質的な負担額を推計いたしております。公債費は借入れ済みの市債に対する償還額、令和2年度以降借入れ見込額の特別事業分と特別事業以外分に分けて償還見込額を推計いたしております。今後の市債を活用した事業の実施次第では、数値は大きく変動すると推測いたしております。補助費等は一部事務組合分は消防組合分で大きく負担金の増加が見込まれるため、令和4年度以降に想定額ではございますが2.5億円を加算いたしております。ふくおか県央施設組合分につきましては、環境施設の再編整備に係る負担金が増加するものと推測されますが、概算額もわからない状況でございますので、加味いたしておりません。コロナ対策分は地域経済対策として想定される地域活性化応援券発行事業費を市税のコロナ影響期間と合わせまして計上いたしております。

6 ページをお願いいたします。繰出金は国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計分につきましては、令和2年度決算見込額を基準額として、基準額に増減率を乗じて推計し、その他の特別会計分につきましても、令和2年度決算見込額を基準額といたしまして、

地方卸売市場事業特別会計分の新市場建設に係る起債の償還額等を加算いたしております。

次の事業内容の項目では、8ページにかけまして、今回の財政見通しに算入した普通建設事業費の特別事業の事業名、施設名、事業費及び財源内訳等の推計を記載いたしております。なお、事業費につきましては、事業規模を確認するための概算数値でございまして、実施の際に事業費は変動することが想定されます。

8ページをお願いいたします。新型コロナウイルス感染症対策事業分につきましても、事業名、事業費及び財源内訳等の推計を記載いたしております。市税のコロナの影響が見られる令和8年度までは経済対策を実施し、それ以降は既の実施しております事業継続応援貸付事業の預託金、利子補給金等を計上いたしております。その下のふるさと応援寄附事業分では、令和3年度以降、寄附金額を令和3年度当初予算と同額の30億円で推移するものとして設定し、必要経費を差し引いて、ふるさと応援基金の年度末残高を算出いたしております。この年度末残高が翌年度の事業に活用できるものとして推計いたしております。

戻りますが、4ページをお願いいたします。以上のような推計の結果、③の収支、財源調整必要額に表示しておりますとおり、令和3年度、4年度は20億円を超える財源不足、令和5年度以降は10億円前後の財源不足が発生するという推計となりました。なお、表の下に記載いたしておりますが、第2次行財政改革大綱後期実施計画の目標である令和5年度時点で、単年度の収支を黒字化につきましては達成が困難な推計となっております。次の表の④、財政調整基金及び減債基金の年度末残高の合計、こちらに財源調整をした結果の財政調整基金及び減債基金の年度末残高の推移を表示いたしております。表示しております期間内は、財源調整が可能であるという推計となりました。表の下に記載しておりますとおり、行革目標が設定されておまして、令和5年度時点で、64億円以上につきましては、達成可能な推計となっております。次の⑤、臨時財政対策債及び災害復旧事業債分を除いた公債費の表でございまして、こちらも行革目標が設定されておまして、令和5年度までは60億円以内で推移、こちらにつきましても達成できる推計となっております。この財政見通しで判断いたしますと、ふるさと応援寄附金により11億円を超える財源を確保した推計となっているにもかかわらず、毎年度財源不足が発生する推計となっており、ふるさと応援寄附金が減少することもあり得ること、また、財政調整基金及び減債基金に限りがあることを考慮いたしますと、いま一度財政状況を認識した上で、財政運営の見直しが必要となっている状況をあらわしていると考えております。

また、繰り返しになりますが、財政見通しは現在の制度のままいけばという前提で推計いたしておりますので、今後の制度改正や事業費の変動があった場合は、この財政見通しも変動いたしますことを申し添えまして、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市公共施設等のあり方に関する関連計画（改訂版）の策定について」報告を求めます。

○財産活用課長

「飯塚市公共施設等のあり方に関する関連計画（改訂版）の策定について」説明させていただきます。

資料の4ページをお願いいたします。下段の図、関連計画体系図と、(4)見直しの必要性をあわせてごらんください。公共施設等のあり方に関する計画として、本市では平成28年1月に第2次公共施設等のあり方に関する基本方針、公共施設等総合管理計画を策定し、この基本方針に基づく実施計画として、平成29年7月に公共施設等のあり方に関する第3次実施計画を策定し、公共施設等の適正配置など、最適化に取り組んでおるところでございます。この基本方針の

策定後5年が経過したことから、これまでの計画の実施状況を確認するとともに国の指針を踏まえた計画とするために、中間見直しを行い、関連計画（改訂版）の策定を行いましたので、その内容について報告するものでございます。計画期間は第2次公共施設等のあり方に関する基本方針が平成28年度から令和7年度の10年間で、今回は中間見直しのため、令和3年度から令和7年度の5年間とします。

5ページをお願いいたします。今回の見直し内容は施設の総量などの最適化の実施状況や、施設の劣化、運営状況を把握し、客観的に捉えることで今後の取り組みを整理するものです。

6ページをお願いいたします。施設の最適化に向けては6つの支援を定め、取り組んでまいりました。その実施状況を7ページ以降に示しておりますが、そのうちの総量の最適化の実施状況について説明させていただきます。

8ページをお願いいたします。公共施設等の総量の最適化につきましては、目標として計画期間10年間で約4万5千平米の削減を掲げております。その内訳としまして、市営住宅が2万5千平米、その他の公共施設で2万平米としておりましたが、平成28年度から令和2年度までの達成状況は7990平米、目標に対し約18%の削減となっております。なお、施設分類ごとの削減面積は8ページ下段及び9ページの表d・実績増減面積でご確認願います。また、15ページからは、施設の劣化状況、19ページからは、施設の利用状況の調査結果を掲載しております。

次に、23ページをお願いいたします。以上の調査結果から実施計画の課題としましては、面積の削減目標の達成状況が不十分であること、施設の劣化状況が進行していること、運営状況は改善の進捗が停滞していることなどが見えてまいりました。

24ページをお願いいたします。5年間の取り組み結果は、総量の最適化を初め、やや低調となりましたが、公共施設のあり方に関する基本方針と実施計画の策定趣旨に鑑み、平成28年度に策定しました基本方針は今後も継続して取り組んでまいります。なお、今後5年間の個別方針としまして、総量・配置の最適化や運営主体、運営方法の最適化、空きスペースや跡施設・跡地の有効活用などに取り組んでまいります。

27ページをお願いいたします。今回改定する計画では計画的に適切な保全を行い、機能停止などを未然に防ぐ予防保全による施設長寿命化を推進し、財政負担の縮減、平準化に取り組むため、学校施設、公営住宅以外の公共施設において、施設の長寿命化に関する基本的な方針を整理しております。

28ページをお願いいたします。目標使用年数を長寿命化に適合する施設は80年、不適合施設は60年とし、環境系施設は設備の劣化状況により判断されるため30年に設定し、施設ごとの個別方針を整理しております。その結果としましてそれぞれの個別方針は30ページから40ページとなっておりますが、別途長寿命化計画が策定されております学校施設と公営住宅を除く97施設のうち80年の適合施設は36施設、60年は15施設、廃止及び廃止を予定している施設18施設、移転や必要最小限の補修などを行う施設が28施設となっております。

次に、長寿命化の有効性を判断するため、長寿命化方針を反映した維持更新費の再試算を行っております。平成27年度に試算した維持更新費のシミュレーション結果は36ページ、今回令和2年度のシミュレーション結果は38ページをお願いいたします。まず、36ページでは当初計画を策定した時点で試算した施設の維持管理費総額は30年間で総額2199億円、年間平均にしまして73億円かかると試算していたものに対しまして、長寿命化改善等を実施することで、38ページの今回の見直し、令和2年度で総額1470億円、年間平均49億円という試算結果になっております。このことから、財政負担の縮減、平準化のためにも、長寿命化改修等、施設所管課と協議してまいります。

39ページをお願いいたします。最後に今後5年間で取り組むべきこととして、6つの最適化、1. 総量の最適化、2. 配置の最適化、3. 運営主体の最適化、4. 運営方法の最適化、5. 空

きスペースの有効活用、6. 跡施設・跡地の有効利活用、以上の進捗管理と事業の推進、また、専門性の高い有識者との連携、まちづくりとの連動などをさらに推進するため、全庁的な推進体制とPDCAサイクルを確立することで、目標達成に向け取り組んでまいります。

なお、47ページ以降には施設別のカルテを掲載しております。以上、簡単ではございますが説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。なお、飯塚市公共施設等のあり方に関する関連計画における具体的な施設等に関する質疑については、当委員会の所管に関するものにとどめていただきますようお願いいたします。

○道祖委員

確認しますが、今回の第3次実施計画（改訂版）、これの主なもの、今までなかったことは、長寿命化対策ですね。確認します。

○財産活用課長

はい。そのとおりでございます。

○道祖委員

長寿命化の計画をつくるときに、さきの一般質問も今回しましたけど、経済性の面から土地利用について考えられているのかどうか。その点はどうなんでしょう。例えば、30ページから34ページまでに長寿命化の個別方針が出されております。出されておりますが、長寿命化不適合施設が60年で、長寿命化適合施設が80年ということで、各施設がなっているわけなんですけど、このある施設がつくったときからの環境の中である、施設だけしか見てない、施設の周りの環境とかそういうものを見て、80年というふうにしたのかどうか。その辺についてはどういう見方をして80年と決めたのか。

○財産活用課長

あくまで今回の年数につきましては、施設のみで見ているところでございます。

○道祖委員

1ページにあるじゃないですか。公共施設等のあり方に関する計画の概要、策定背景、飯塚市は合併直後の平成18年度から、何のためにやっているのかという話ですよ。ここに書いている自分たちで。行財政改革とは何ですか。行財政改革は飯塚市の長短期の財政状況を改善していくことでしょうか。そういうふうに捉えていますけど違いますか。

○財産活用課長

はい。そのとおりでございます。

○道祖委員

だから施設だけを見ている、問題が生じるんじゃないですかということを行っているんです。そして公共施設等の老朽化、耐震化、長寿命化計画が定まっていない公共施設等が存在すること、市民税が人口減などにより今後減少が見込まれること、地方交付税の合併特例債、特例措置は平成28年度から段階的に減額されることなどから、公共施設のあり方について検討する必要性がありましたと書いてある。これはどういうことかということは、人口が減っていけば、税収が下がります、交付税が下がります、だから市の安定した財源確保はできないということをやっているんでしょう。地方交付税については合併算定債が10年から始まって15年間ということが合併特例法の中でありました。しかし、市長たちの一生懸命な努力で、これは少し緩和された。それが今の現状です。

飯塚市が合併して15年たちます。基本的には一般算定で物事を考えていかないと財政の方向性を間違う。だから、こういうふうに書かれているんだと思いますけれど、やはり、ここの公共施設等のあり方に関する計画は行財政改革なんです。市の財政のあり方に尽きるということじゃないですか。だから、まちが変化してきて、建物があるところは地域がいろんな形で変わってき

ている。それならば、建物だけを見て、周りを見ないで建物のあり方について検討していくことが、本当にあなた方がつくっているこの方針のとおりになっていくんですかということをお尋ねしたい。

○片峯市長

今のご指摘を総合的に考えますと、全くそのとおりだというふうに受け止めております。本日、係のほうから提案しました公共施設のあり方についての中間見直しの件ですが、それについての会議の中でも時代的にいろんな要素で変わってきているけれども、当初考えた施設の統廃合や長寿命化等々についてまだまだ達成できていないこともあるので、その達成をまずはしっかりやっという確認をしたところでございます。

先ほど都市計画の見直しのほうでも提案しましたとおり、質問者おっしゃいましたとおり、建物の現況をできるだけ長期にわたって維持するということは、これは行革も一つの考え方として推進するものでありますし、また、時代やその地域の状況の変化に応じて、検討すべきことは検討をしていきながら、未来のまちづくり、そして行財政改革の推進に当たっていきたいと思っております。ご指摘ありがとうございます。

○道祖委員

市長がそういうふうに言うと、言葉が続かないです。ただ、あなた方は今、長寿命化ということで80年のをつくってきています。だけど、今言ったように地域によっては変わってきている。これは事実ですよ。都市計画も変更しようとする。

その中でランニングコストの話は一切出てきていないんですよ。長寿命化したら、そしたら費用が少なくて済むだろうということと言われておりますけど、あなた方が劣化していますというCという判断した建物をもう40年たつものを、今から20年延ばすんです、40年延ばすんです。そのときにかかるコストと、先ほど言った地域の環境によって生み出す収益と比較したときに、やはり、どっちが市の財政を潤すかということを考えて取り組んでいかないと。

しつこく言います。市長はちゃんと考えてくれているような答弁でございまして、しつこく言わせていただきますと、そのバランスを考えてやっていかないと財政は充実していかないとじゃないかというふうに考えてます。

市長、その辺はよくよくご判断いただいて、ご指導いただいて、まちづくりに取り組んでいただきたいと思っておりますので。よろしいでしょうか。

○片峯市長

まさに歳出は必要な分はもちろん出さなければいけない。しかしながら、できるだけ抑えつつ、しかしながら、必要な支出を保障するために歳入をふやしたい。そのためにさまざまな投資を考えながら、やがてはこのことがまちの個人の所得をアップすることにもなるだろう、資産価値をふやすことによって固定資産税収入もアップすることになるだろう、何よりも地域にお金が落ちたり、地域経済が回り始めることで、元気なまちになり、それが税収増につながるだろう、そんなことと、不必要な支出を極力抑えようということと、バランスを保ちながら、また将来どんなふうに変化をしていくのかを見定めながら、しっかりとやっていきたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、閉会中の特別付託事件についてお諮りいたします。本委員会として「産業振興について」及び「中心拠点の整備について」以上2件を閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本委員会として「産業振興について」及び「中心拠点の整備

について」以上2件を閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けることに決定いたしました。なお、本件2件については、会議規則第105条の規定に基づき、議長に申入れをいたしますのでご了承願います。

これをもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。